

2018年10月5日

島嶼地域科学研究所運営委員会承認

1. 理念と目的

島嶼地域科学研究所（以下、本研究所）における共同利用・共同研究は、島嶼地域に関わる分野の研究者コミュニティの要望に応えるとともに、国内・海外の島嶼地域の自律的・持続的発展に資する学際的研究を推進することを目的とする。

2. 推進に係る事項

共同利用・共同研究の推進に係る事項については、本研究所会議の議を経て、別に定める「共同利用・共同研究運営委員会」において決定する。

3. 募集・採択方法

共同利用・共同研究の課題は全国に対する公募を行う。応募課題については、共同利用・共同研究審査会において予備審査を行い、予備審査結果を共同利用・共同研究運営委員会に諮り、同運営委員会が最終審査を行い採否を決定する。

継続申請については、前年度の成果に基づいて継続の必要性が高いと判断された場合のみ1回に限りこれを認める。

4. 共同利用・共同研究審査会

所長・副所長・専任教員を含む5名以上により構成し、本基本方針「5. 採択基準」に基づき、応募課題に評点を付し予備審査を行う。審査委員長は互選により決定する。

審査会は、必要に応じて審査委員以外の関連分野の研究者の意見を求めることができる。

5. 共同利用・共同研究運営委員会

「琉球大学島嶼地域科学研究所 共同利用・共同研究運営委員会規程」に基づき、所長・本研究所専任教員（1名）・本学専任教員（1名）および委員総数の半数以上の学外委員により構成し、本共同利用・共同研究の募集・審査・実施等に係る事項を審議する。

6. 採択基準

応募課題の採択基準は次のとおりとする。

- ①本基本方針「1. 理念と目的」の内容に沿う研究であること
- ②学術的・社会的な価値が高いこと
- ③研究計画と経費内訳の間に整合性があり、また、一定の研究成果が見込めること

7. 誓約書および実績報告書の提出

共同利用研究者・共同研究代表者は、定められた期限までに所定の誓約書および実績報告書を提出しなければならない。

以上